

第231回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	1 会議録の承認 2 報告事項 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 3 その他 個人情報漏えい事案の報告（令和8年2月及び3月発生分） 4 非公開報告事項 個人情報漏えい事故の公表範囲について
日 時	令和8年5月27日（水）午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと4
出席者	大谷委員、加島委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員
欠席者	中村会長、後藤委員
事務局	青木市民情報室長ほか
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	・第230回審議会の会議録について、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	【開 会】 （事務局） 第231回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員5名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。 （加島会長職務代理者） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。 1 会議録の承認 （加島会長職務代理者） それでは、議事に入ります。 第230回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員） <異議なし> （加島会長職務代理者） それでは、承認といたします。 2 報告事項 3 その他 （加島会長職務代理者） 次に、「2 報告事項」、「3 その他」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。 （事務局） <資料に基づき説明> （加島会長職務代理者） ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思います。 （加島会長職務代理者） 別冊2の52ページ「(9) その他参考となる事項」で、「メー

ルでいただいたお問合せについて、下記のとおり回答します。」とあります。これは、個人情報保護委員会から問合せがあったということですか。

(事務局) はい。全ての事案に対してこのような問合せがあるわけではないのですが、教育委員会による事故が頻発しているため、問い合わせを受けたものと思われれます。

(加島会長職務代理者) なぜこのような質問が出たのかと思いましたが、やはり行政指導をしたため、追跡しているのでしょう。同じく(9)3に「事態発生当時、貴委員会においては、保有個人情報(要配慮個人情報を含む)を外部に送付する場合のルール、手順を定めていましたか。→定められていません」とあります。これは学校で定められていましたよね。前に第三者評価委員会で実地調査をした際、ダブルチェックと同時に、外部に送付した記録を取っていたと思います。

(事務局) 全学校的な回答ではなく、この学校としての回答なのだと思います。

(加島会長職務代理者) 第三者評価委員会では必ず、郵便の送付簿を確認するため、「ない」という回答は腑に落ちませんでした。

(事務局) この学校では定めていなかったということなのかもしれません。

(加島会長職務代理者) 本件のような健康診断票の扱いでの事故が多い状況です。これを改善すると、個人情報保護委員会への報告件数もかなり減ると思います。教育委員会でIT化も考えていると思いますが、重点的にやるべきだと思います。

(事務局) 教育委員会に伝えます。

(寺田委員) 別冊2の41ページの「投票録の紛失」ですが、投票録は民主主義の過程の検証のため非常に重要なものと思います。なぜなくなったのかがよく分かりません。誤廃棄なら情報流出も含めて対策を検討しないといけませんが、追加の検証はされているのでしょうか。

(事務局) この件については一部報道があり、既に記者発表したことにより終了しています。現在、検証しているとは聞いていません。

(寺田委員) あるべきものがないことに気づき、発表しただけですか。この審議会から「検証が必要だ」と言うことはできないですか。

(事務局) 審議会として「必要だ」と言うことはあり得ます。本件についてどう評価したか所管課に確認するという手段もあると思います。保管しておくべきものを紛失し、現在もまだ見つかっていません。どうあるべきか示唆してもらうことも重要なので、議論してもらえればと思います。

(寺田委員) 初めに投票箱が空であることを確認した人の記録がなくなりました。本当に空だったのか、不正がなかったのか、厳密な意味での確認と検証ができなくなりました。私としては、何らかの検証と今後の対策を求めたほうがいいのではないかと思います。この審議会として「遺憾である」と言うぐらいしたほうが良いと思います。他の委員の皆様はどうお考えですか。

(事務局) この紛失自体についてどれほどのリスクがあるかは確認します。選挙が実施された事実を確認できないということであれば、社会一般として由々しき事故だという指摘はもっともだと思いますが、それに当たるのかどうか、事務局として確認をして再度報告します。必要に応じて所管課へ疑義について質問してもらいたいと思います。

(寺田委員) では、追加の報告をよろしくをお願いします。

(事務局) 報告します。

(加島会長職務代理者) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(加島会長職務代理者) それでは、了承いたします。

(加島会長職務代理者) つづきまして、第三者評価委員会の委員及び委員長の指名に移りたいと思います。第三者評価委員会委員の指名等について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 審議会の部会である「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」は、横浜市個人情報の保護に関する条例第 10 条第 4 項の規定により、審議会の委員 1 名以上及び専門委員をもって組織すること、横浜市個人情報保護審議会規則第 5 条の規定により、審議会会長が委員及び委員長を指名することとなっています。第三者評価委員会委員予定者の名簿をお配りしております。

加島(かじま)	保路(やすみち)	委員
甲斐(かい)	久美子(くみこ)	委員
鈴木(すずき)	竜太(りゅうた)	委員
寺田(てらだ)	麻佑(まゆ)	委員
松(まつ)	美奈子(みなこ)	委員
吉田(よしだ)	誠(まこと)	委員

以上 6 名の方々です。

(加島会長職務代理者) ただいま事務局から説明がありましたが、会長指名ということですので、職務代理者である私から指名させていただきます。それでは、6 名の方々を規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員として指名します。次に、規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、第三者評価委員会の委員長を指名します。こちらも会長指名ですので、職務代理者である私からの指名となります。指名に当たり、皆様の御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三品委員) 委員会からは審議会に調査報告等をしていただく必要があります、これまで委員長をされてきた加島委員に引き続きお願いできればと考えております。

(加島会長職務代理者) それでは、引き続き、第三者評価委員会の委員長を務めさせていただきます。

(加島会長職務代理者) 本日予定された公開議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 次回の日程は、令和 8 年 6 月 24 日水曜日の午後 2 時から、本日と同じく WEB 会議での開催となります。接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

4 非公開報告事項

個人情報漏えい事故の公表範囲について

- (1) 所管課から事案の概要説明を行った。
- (2) 公表範囲を検討した。
- (3) 本件は全範囲について公表しないこととした。
- (4) 再発防止及び行政の透明性確保のため、個人が特定されない範囲で公表す

	る方法を今後検討することとした。また、再発防止策についても改めて検討することとした。 【閉 会】
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第231回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第231回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和8年6月24日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和8年6月24日第232回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

第 231 回 横浜市個人情報保護審議会次第

令和 8 年 5 月 27 日 (水) 午後 2 時

18 階共用会議室 みなと 4

I 開会

II 議事

1 会議録の承認

2 報告事項

事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除・・・別冊

3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

4 非公開報告事項

報告案件 1 個人情報漏えい事故の公表範囲について・・・非 公 開 報 告 事 項 資 料

III 閉会

《次回開催予定》

日時：令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 2 時から

第 231 回 横浜市個人情報保護審議会次第（追加資料）

令和 8 年 5 月 27 日 (水) 午後 2 時
18 階共用会議室 みなと 4

2 報告事項

- (1) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除・・・別冊 1

ア 個人情報取扱事務開始届出書

イ 個人情報取扱事務変更届出書

ウ 個人情報ファイル簿変更報告書

- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊 2

個人情報の漏えい事故について

事務開始届出書の届出・変更
個人情報ファイル簿の作成・変更・消除

第1号様式（第3条）

磯総第1863号
令和8年3月31日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（磯子区局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	磯子区崖地相談会
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	磯子区 総務課
3 個人情報の利用目的	相談会の連絡調整のため
4 届出担当課・連絡先	磯子区総務課 750-2312
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3827

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	磯子区崖地相談会		
届出担当課等の名称	磯子区総務課		
事務所管課等の名称	磯子区総務課		
事務の概要	磯子区内の崖地所有者に対し、適切な維持管理に関する相談会を実施し、相談者から提供される情報及び公開情報に基づき、地盤の専門的な見地から助言を行う。		
個人情報の利用目的	相談会の連絡調整等のため		
対象者の範囲	申込みをした市民		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☒ その他		
	個人等が所有する土地及び工作物に関する情報		
事務開始年月日	令和 8 年 6 月 11 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令: 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

第1号様式（第3条）

磯 総 第 1 8 6 3 号
令和 8 年 3 月 31 日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（磯子区個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	磯子区地域防災アドバイザー派遣業務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	磯子区 総務課
3 個人情報の利用目的	当該事業の受託業者（アドバイザー）と申請者（自治会、町内会等）が、事業実施にあたり連絡等をする際に使用する。
4 届出担当課・連絡先	磯子区 総務課・045-750-2312
5 備考	

（A 4）

(別紙)

登録番号

3828

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	磯子区地域防災アドバイザー派遣業務		
届出担当課等の名称	磯子区総務課		
事務所管課等の名称	磯子区総務課		
事務の概要	磯子区内の町の防災組織（自治会、町内会等）に専門家のアドバイザーを派遣し、地域での活動や備え等の取り組みを推進する。		
個人情報の利用目的	当該事業の受託業者（アドバイザー）と申請者（自治会、町内会等）が、事業実施にあたり連絡等をする際に使用する。		
対象者の範囲	当該事業の申請者（申請してきた団体のみ個人情報を取り扱います）		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍、国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性、能力 ☐ 性質、性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業、職歴 ☐ 学業、学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味、し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価、判定 ☐ 意見、要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☒ その他		
	磯子区内の町の防災組織（自治会、町内会等）が抱える、防災に関する課題の相談の内容		
事務開始年月日	令和 8 年 6 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

第1号様式（第3条）

脱G第258号
令和8年5月11日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（脱炭素・GREEN×EXPO推進局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	GREEN×EXPO 2027 横浜市出展関連業務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
3 個人情報の利用目的	・展示物制作及び施設整備等における協賛企業等との調整 ・EXPO 開幕前におけるワークショップ等及び EXPO 会期 中におけるイベント等の参加者募集並びに実施記録の広報 活用 ・VIP 等特別来館者からの事前予約の受付 ・式典等への招待
4 届出担当課・連絡先	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 045-671-4627
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	GREEN×EXPO 2027 横浜市出展関連業務
届出担当課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
事務所管課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
事務の概要	GREEN×EXPO 2027において横浜市出展として設ける「建物空間を活用した発信拠点（仮称）」について、展示物、展示施設の内外装及び外構の設計・施工・撤去並びに運営等を行います。
個人情報の利用目的	・展示物制作及び施設整備等における協賛企業等との調整 ・EXPO開幕前におけるワークショップ等及びEXPO会期中におけるイベント等の参加者募集並びに実施記録の広報活用 ・VIP等特別来館者からの事前予約の受付 ・式典等への招待
対象者の範囲	横浜市出展「建物空間を活用した発信拠点（仮称）」に関与する市民、企業、団体等
記録項目	1.氏名, 2.年齢, 3.住所, 4.電話番号, 5.写真, 6.映像, 7.メールアドレス, 8.親族関係, 9.地位, 10.職業,職歴
事務開始年月日	2026/05/11
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

脱G第1752号
令和8年3月31日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（脱炭素・GREEN×EXPO推進局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	GREEN×EXPO2027における共創プロジェクト業務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
3 個人情報の利用目的	本プロジェクト参加者のマネジメントのため
4 届出担当課・連絡先	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 045-671-4627
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3829

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	GREEN×EXP02027における共創プロジェクト業務		
届出担当課等の名称	脱炭素・GREEN×EXP0推進局GREEN×EXP0推進課		
事務所管課等の名称	脱炭素・GREEN×EXP0推進局GREEN×EXP0推進課		
事務の概要	GREEN×EXP02027において、市民・企業等を発信者とし、グリーン社会の実現に向けた行動変容を促す発信プロジェクトを実施する		
個人情報の利用目的	本プロジェクト参加者のマネジメントのため		
対象者の範囲	本プロジェクトへの参加者		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☒ 写真 ☒ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☒ 職業, 職歴 ☒ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

第1号様式（第3条）

市地防第1109号
令和8年3月11日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	スマート防犯モデル事業に係る個人情報取扱事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	市民局地域防犯支援課
3 個人情報の利用目的	地域の安心・安全確保のため防犯カメラ設置・見守りタグ の配布による犯罪抑止効果や見守り機能の有効性を検証する ため。
4 届出担当課・連絡先	市民局 地域防犯支援課・電話：045（671）3709
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3824

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	スマート防犯モデル事業に係る個人情報取扱事務	
届出担当課等の名称	市民局地域防犯支援課	
事務所管課等の名称	市民局地域防犯支援課	
事務の概要	防犯灯と一体となった防犯カメラ、見守りタグを活用し、住宅地におけるモデル事業を実施するもの。	
個人情報の利用目的	地域の安心・安全確保のため防犯カメラ設置・見守りタグの配布による犯罪抑止効果や見守り機能の有効性を検証するため。	
対象者の範囲	モデル事業の参加者（見守りタグ利用者）および対象区域を通行する者	
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☒ 管理番号等（アカウントID） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍,国籍 ☐ 写真 ☒ 映像 ☒ メールアドレス ☒ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性,能力 ☐ 性質,性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業,職歴 ☐ 学業,学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味,し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価,判定 ☐ 意見,要望等 ☒ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	令和 8 年 4 月 1 日	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☒ その他（見守りタグ位置情報・カメラ映像の自動取得）	
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）	
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	
	ファイル簿名	
備考		

第1号様式（第3条）

健高在第278号
令和7年5月16日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（健康福祉局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	障害者控除対象者認定書交付事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	各区高齢・障害支援課、健康福祉局高齢在宅支援課
3 個人情報の利用目的	障害者控除対象者の認定に係る手続の処理のため
4 届出担当課・連絡先	健康福祉局高齢在宅支援課・045(671)2405
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3703

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	障害者控除対象者認定書交付事務	
届出担当課等の名称	健康福祉局高齢在宅支援課	
事務所管課等の名称	各区高齢・障害支援課、健康福祉局高齢在宅支援課	
事務の概要	申請に基づき、障害者控除対象者の認定事務を行う。	
個人情報の利用目的	障害者控除対象者の認定に係る手続の処理のため	
対象者の範囲	申請者	
個人情報の 記録項目	☒ 個人識別符号（被保険者番号） ☒ 管理番号等（ 福祉保健システム上で付番された福祉コード ） ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☒ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☒ 健康状態 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☒ その他（本人の成年後見人）	
要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	

第1号様式（第3条）

医 第1826号
令和8年3月2日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	横浜市遺伝性腫瘍症候群遺伝学的検査費及びサーベイランス費等助成事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	医療局がん・疾病対策課
3 個人情報の利用目的	申請者に対して、助成金の交付決定を行い、助成金の支払いをするため。
4 届出担当課・連絡先	医療局がん・疾病対策課・045(671)2721
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3821

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	横浜市遺伝性腫瘍症候群遺伝学的検査費及びサーベイランス費等助成事務		
届出担当課等の名称	医療局がん・疾病対策課		
事務所管課等の名称	医療局がん・疾病対策課		
事務の概要	遺伝性腫瘍の診断がある人を第1度近親者にもつ人が遺伝学的検査と遺伝カウンセリングを受けた費用を一部助成する。また遺伝学的検査の結果陽性だった場合の、サーベイランス（定期的な検査）の費用を一部助成する。		
個人情報の利用目的	申請者に対して、助成金の交付決定を行い、助成金の支払いをするため。		
対象者の範囲	横浜市遺伝性腫瘍症候群遺伝学的検査費及びサーベイランス費等助成申請者		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☒ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☒ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☒ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☒ その他		
	遺伝子に遺伝性腫瘍になりやすい特徴（病的バリエーション）がある場合の遺伝性腫瘍症候群の種類		
事務開始年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☒ その他（未成年の助成対象者の保護者）		
要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

第1号様式（第3条）

医研管第2834号
令和8年3月19日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	公的調査研究活動等における利益相反に係る適正管理事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	医療局衛生研究所管理課
3 個人情報の利用目的	衛生研究所が実施する研究活動の公平性、信頼性を確保することために、利益相反に関する審査及び適正な管理を行う。
4 届出担当課・連絡先	医療局衛生研究所管理課・045(370)8460
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3825

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	公的調査研究活動等における利益相反に係る適正管理事務	
届出担当課等の名称	医療局衛生研究所管理課	
事務所管課等の名称	医療局衛生研究所管理課	
事務の概要	衛生研究所の職員等が実施する公的調査研究活動等において、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）を適正に管理する。	
個人情報の利用目的	衛生研究所が実施する研究活動の公平性、信頼性を確保することために、利益相反に関する審査及び適正な管理を行う。	
対象者の範囲	本人及び生計を一にする配偶者及び一親等の者	
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍,国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性,能力 ☐ 性質,性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業,職歴 ☐ 学業,学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味,し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価,判定 ☐ 意見,要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☒ その他	
	・当該研究に係る本研究所以外で行っている活動（企業・団体名、役割（役職名、代表権の有無、活動内容、活動時間） ・企業・団体からの収入（企業・団体名、報酬・給与、原稿料、旅費、その他贈与・寄付金、ロイヤリティ、講演料、物品、株式等）	
事務開始年月日	令和 2 年 4 月 8 日	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）	
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）	
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	
	ファイル簿名	
備考		

第1号様式（第3条）

み水第1628号
令和8年3月17日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（みどり環境局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	土壌汚染対策技術ナビ（土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組）
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	みどり環境局水・土壌環境課
3 個人情報の利用目的	土壌汚染対策技術に関する情報提供を事業者より受け、その情報を公開するため。
4 届出担当課・連絡先	みどり環境局水・土壌環境課土壌対策担当 電話：671-2494
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3823

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	土壌汚染対策技術ナビ（土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組）		
届出担当課等の名称	みどり環境局水・土壌環境課		
事務所管課等の名称	みどり環境局水・土壌環境課		
事務の概要	土壌汚染対策技術に関する情報を事業者（施工業者、対策技術保有業者）から募集し、その内容を公開する。また、情報公開を通じて、対策実施者の行動変容を促し、汚染土壌の拡散防止やCO2排出量の削減につながる「持続可能な土壌汚染対策」を推進する。		
個人情報の利用目的	土壌汚染対策技術に関する情報提供を事業者より受け、その情報を公開するため。		
対象者の範囲	応募事業者に所属する担当者（所属及び氏名、電話番号、メールアドレス）		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍,国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性,能力 ☐ 性質,性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業,職歴 ☐ 学業,学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味,し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価,判定 ☐ 意見,要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	令和 8 年 3 月 18 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

第1号様式（第3条）

建住政第3720号
令和8年3月31日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（建築局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	建築局住宅政策課
3 個人情報の利用目的	・空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱に規定する、補助金交付申請等の審査のため。 ・要綱第18条に規定する効果分析等調査のため。
4 届出担当課・連絡先	建築局住宅政策課（045-671-4121）
5 備考	

（A4）

(別紙)

登録番号

3826

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金		
届出担当課等の名称	建築局住宅政策課		
事務所管課等の名称	建築局住宅政策課		
事務の概要	横浜市内の空家を購入して居住する子育て世代を対象に、空家の購入費用の一部を補助することで、空家やその跡地の有効活用を図りながら、子育て世代の転入・定住を促進するとともに、ストックを活用した一戸建の住宅及び住宅地の好循環の創出にも寄与することを目的とする。		
個人情報の利用目的	・空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱に規定する、補助金交付申請等の審査のため。 ・要綱第18条に規定する効果分析等調査のため。		
対象者の範囲	補助金交付申請者及び対象世帯の構成員		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☒ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☒ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（政策経営・国際戦略局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2510	昭和村サポーター事業	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	政策経営局広域行政課	政策経営・国際戦略局広域行政課
	事務所管課等の名称	政策経営局広域行政課	政策経営・国際戦略局広域行政課
5 届出担当課・連絡先	政策経営・国際戦略局広域行政課・045-671-2951		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2510

届出年月日	2026/05/07
事務の名称	昭和村サポーター事業
届出担当課等の名称	政策経営・国際戦略局広域行政課
事務所管課等の名称	政策経営・国際戦略局広域行政課
事務の概要	友好交流自治体である群馬県昭和村を応援する市民「昭和村サポーター」を募り、メールマガジン「昭和村サポーター通信」を月に1回程度発行する。
個人情報の利用目的	群馬県昭和村との友好交流に関わるネットワークをつくり、友好交流の取組に関する情報を発信し認知度の向上を図るとともに、市内における昭和村の取組（イベント参加など）への応援等が行われる環境を整える。
対象者の範囲	昭和村と関わりがあり、サポーターの趣旨に賛同する横浜市民
記録項目	1.氏名, 2.メールアドレス
事務開始年月日	2014/08/07
個人情報の収集方法	本人,本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	本事業は、横浜市と群馬県昭和村との共同事業です。

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（政策経営・国際戦略局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2890	群馬県昭和村との友好交流事業	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	政策経営局広域行政課	政策経営・国際戦略局広域行政課
	事務所管課等の名称	政策経営局広域行政課	政策経営・国際戦略局広域行政課
5 届出担当課・連絡先	政策経営・国際戦略局広域行政課・045-671-2951		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2890

届出年月日	2026/05/07
事務の名称	群馬県昭和村との友好交流事業
届出担当課等の名称	政策経営・国際戦略局広域行政課
事務所管課等の名称	政策経営・国際戦略局広域行政課
事務の概要	平成25年10月に本市と群馬県昭和村が締結した「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を踏まえ、平成26年度に「群馬県昭和村との友好交流補助金」を創設し、横浜市民等が、昭和村民等との活発な交流を進め、相互協力を行い、地域の活性化を図る活動に対し補助金を交付する。
個人情報の利用目的	「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を踏まえ、横浜市民と昭和村民との活発な交流を推進するため
対象者の範囲	補助金の交付を受けようとする団体の代表者
記録項目	1.氏名, 2.住所
事務開始年月日	2014/08/06
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1493	市有地貸付業務（長期貸付け）	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	・届出担当課等の名称 ・事務所管課等の名称	・財政局ファシリティマネジメント推進課 ・財政局ファシリティマネジメント推進課	・総務局管財課 ・総務局管財課
5 届出担当課・連絡先	総務局管財課 管財担当 671-3806		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1493

届出年月日	2023/04/01
事務の名称	市有地貸付業務（長期貸付け）
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	市有地（普通財産）の一般個人への賃貸
個人情報の利用目的	市有地（普通財産）の一般個人への賃貸に関する借受人等への連絡、賃借料の徴収のため。
対象者の範囲	市有地の借受人及び連帯保証人
記録項目	1.氏名, 2.年齢, 3.住所, 4.電話番号, 5.親族関係, 6.世帯状況, 7.居住状況, 8.財産, 9.収入支出, 10.納税状況, 11.公的扶助
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	貸付・収納システム
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（経済局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3802	展示会出展費用助成事業	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	本事業の所管課を変更するため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	所管課	経済局ものづくり支援課	経済局中小企業振興課
5 届出担当課・連絡先	経済局中小企業振興課 045-671-4236		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

3802

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	展示会出展費用助成事業		
届出担当課等の名称	経済局中小企業振興課		
事務所管課等の名称	経済局中小企業振興課		
事務の概要	展示会出展にかかる費用を助成することで、市内中小企業の販路開拓を支援します。		
個人情報の利用目的	補助金の申請受付、管理、補助金支出、申請者との連絡調整		
対象者の範囲	申請のあった法人の代表者、役員及び担当者並びに個人事業主		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☒ 財産 ☒ 収入支出 ☒ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☒ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☒ その他		
	個人事業の開廃業等届出書の内容、確定申告の内容、履歴事項全部証明書、法人設立・開設届出書		
事務開始年月日	令和 7 年 12 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 () 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(健康福祉局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3273	ひきこもり支援に関する事務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴い所管課名を変更し、登録番号980（青少年相談事務）と統合するため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	ひきこもり支援に関する事務	ひきこもり総合支援・若者相談センターに関する事務
	届出担当課当の名称	健康福祉局ひきこもり支援課	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
	事務所管課等の名称	健康福祉局ひきこもり支援課	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
4 届出担当課・連絡先	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター 電話：045-752-8311		
6 備考	変更後の詳細については、変更後の事務開始届出書のとおり。		

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3273

届出年月日	2026/08/01
事務の名称	ひきこもり総合支援・若者相談センターに関する事務
届出担当課等の名称	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
事務所管課等の名称	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
事務の概要	ひきこもり状態にある者及び困難を抱える若者の自らの意思及び尊厳を尊重し、相談、助言、関係機関との連携等の多方面からの支援を行うことにより、これらの者の自立及び社会参加の促進を図る。
個人情報の利用目的	支援対象者に対して適切な支援を行うため。
対象者の範囲	支援対象者本人及びその家族
記録項目	1.管理番号等(ケース番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.FAX番号, 9.写真, 10.映像, 11.メールアドレス, 12.親族関係, 13.世帯状況, 14.居住状況, 15.健康状態, 16.病歴, 17.障害, 18.身体的特性,能力, 19.性質,性格, 20.職業,職歴, 21.学業,学歴, 22.資格情報, 23.趣味,し好, 24.評価,判定, 25.意見・要望等, 26.財産, 27.収入支出, 28.納税状況, 29.公的扶助, 30.その他(婚姻歴、続柄、支援計画・方針・内容、相談内容、目標、支援経過、過去の相談歴、支援関係機関名、成育歴、特技、就労状況、就労阻害要因、交友関係、地域との関係)
事務開始年月日	2006/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,他の実施機関,他の官公庁,その他：通院先の医療機関）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(健康福祉局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1082	ひとり親家庭等医療費助成事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	運用の変更により、資格の有無等を含む個人情報の、他局への提供が必要となったため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の目的 外利用・提供先	無	他の実施機関
	個人情報の記録 項目	メールアドレス、口座 情報チェックなし	メールアドレス、口座情報 チェックあり
5 届出担当課・連絡先	健康福祉局医療援助課 045-671-4115		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

1082

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務	
届出担当課等の名称	健康福祉局医療援助課	
事務所管課等の名称	各区保険年金課	
事務の概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、医療費の保険診療の一部負担金を助成する。	
個人情報の利用目的	医療費の助成にかかる適正な資格の管理等のため	
対象者の範囲	ひとり親家庭等の親・児童、養育者家庭の養育者・児童（所得制限あり）	
個人情報の記録項目	住基個人コード、 ☐ 個人識別符号（マイナンバー） ☐ 管理番号等（世帯番号、受給者番号） ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍、国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性、能力 ☐ 性質、性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業、職歴 ☐ 学業、学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味、し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価、判定 ☐ 意見、要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（世帯構成員等、本人の代理人）	
要配慮個人情報	☐ 含む ☐ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☐ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☐ 有 ☐ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	8, 11
	ファイル簿名	・受付管理・申請業務支援システムファイル（ひとり親家庭等医療費助成業務） ・ひとり親家庭等医療費助成データベース
備考		

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(医療局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	411	クリーニング所確認等事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	収集内容の変更 (クリーニング業法施行規則の改正により令和8年4月1日以降、クリーニング師免許に係る各種申請書等に個人番号及び性別の記載が義務付けられるため。)		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目 ①基本的事項	氏名、住所	氏名、性別、住所、個人番号（マイナンバー）
5 届出担当課・連絡先	医療局生活衛生課(TEL:671-2456)		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

411

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	クリーニング所確認等事務
届出担当課等の名称	医療局生活衛生課
事務所管課等の名称	各区生活衛生課
事務の概要	クリーニング業法に基づく開設届出書等の受理、開設確認、台帳作成及び立入検査による確認指導を行う。研修・講習等の実施協力を行う。
個人情報の利用目的	クリーニング所確認等事務に係る手続きの処理のため
対象者の範囲	届出者（個人）、クリーニング師、業務従事者講習受講者
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☒ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍、国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☒ 個人番号（マイナンバー） ☒ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性、能力 ☐ 性質、性格 ☒ 資格情報 ☐ 職業、職歴 ☐ 学業、学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味、し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価、判定 ☐ 意見、要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他
事務開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☒ 他の官公庁 ☒ その他（本人の代理人、保有個人情報に係る第三者）
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☐ 無 ☒ 有 ☒ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☒ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無
関連する個人情報ファイル簿	登録番号 143 ファイル簿名 環境衛生管理業務システム（クリーニング所データベース）
備考	

第2号様式（第3条）

建住政第 3722号
令和8年3月27日

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3707	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助制度	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	補助金の名称をわかりやすくするため、「横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金」から「横浜市既存住宅断熱改修補助金」へ変更		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	補助金名称の変更	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金	横浜市既存住宅断熱改修補助金
5 届出担当課・連絡先	建築局住宅部住宅政策課（045-671-2922）		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

3707

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	横浜市既存住宅断熱改修補助金		
届出担当課等の名称	建築局住宅部住宅政策課		
事務所管課等の名称	建築局住宅部住宅政策課		
事務の概要	子育て世代等が行う、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への改修に要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代等の横浜市内への転入及び定住の促進に寄与することを目的とする。		
個人情報の利用目的	・横浜市既存住宅断熱改修補助金交付要綱に規定する、補助金交付申請等の審査のため。 ・要綱第19条に規定する効果分析等調査のため。		
対象者の範囲	補助金交付申請を行う事業者及び対象となる世帯の構成員		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍,国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号(マイナンバー) ☐ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性,能力 ☐ 性質,性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業,職歴 ☐ 学業,学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味,し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価,判定 ☐ 意見,要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他 ・補助対象となる世帯構成員の工事契約や不動産売買契約の状況		
事務開始年月日	令和 7 年 6 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☒ その他 (企業)		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 () 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1567	高齢者住替え促進事業業務（住替え支援モデル事業）	
2 変更年月日	令和7年10月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 取り扱う個人情報の精査による記録項目の減		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	「その他」項目の記録あり	「その他」項目の記録なし
5 届出担当課・連絡先	建築局住宅政策課（民住チーム） 671-4121		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

1567

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	高齢者住替え促進事業業務（住替え支援モデル事業）	
届出担当課等の名称	建築局住宅政策課	
事務所管課等の名称	建築局住宅政策課	
事務の概要	住替え支援モデル事業を利用する市民の申請に対する決定・通知及び事業利用をした協力管理会社から利用報告書を受領する。また、協力管理会社の指定のため、事業者からの申請に対する決定・通知を行う。	
個人情報の利用目的	申請に係る手続の処理のため	
対象者の範囲	事業利用者、協力管理会社指定の申請事業者	
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	平成 18 年 10 月 2 日	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）	
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	
	ファイル簿名	
備考		

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1568	高齢者住替え促進事業業務（多様な高優賃促進事業）	
2 変更年月日	令和7年10月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 取り扱う個人情報の精査による記録項目の減		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	「その他」項目の記録あり	「その他」項目の記録なし
5 届出担当課・連絡先	建築局住宅政策課（民住チーム） 671-4121		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

1568

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	高齢者住替え促進事業業務（多様な高優賃促進事業）		
届出担当課等の名称	建築局住宅政策課		
事務所管課等の名称	建築局住宅政策課		
事務の概要	事業者の登録申請に対し、決定・通知を行う。また、登録内容の変更時には変更届を受理する。		
個人情報の利用目的	申請に係る手続の処理のため		
対象者の範囲	事業者登録の申請事業者		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☒ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	平成 18 年 10 月 2 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）]		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）] 【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1569	高齢者住替え促進事業業務（住替え相談）	
2 変更年月日	令和7年10月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 取り扱う個人情報の精査による記録項目の減		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	「その他」項目の記録あり	「その他」項目の記録なし
5 届出担当課・連絡先	建築局住宅政策課（民生チーム） 671-4121		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

1569

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	高齢者住替え促進事業業務（住替え相談）	
届出担当課等の名称	建築局住宅政策課	
事務所管課等の名称	建築局住宅政策課	
事務の概要	高齢者の住替え相談に対するアドバイス及び情報提供	
個人情報の利用目的	受けた相談への適切な対処のため	
対象者の範囲	相談業務に従事する高齢者住替え相談員・住替え相談を希望する高齢者等	
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号（ ） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☒ 性別 ☐ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☒ 資格情報 ☒ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☒ 財産 ☒ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	平成 18 年 10 月 2 日	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 	
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 	
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	
	ファイル簿名	
備考		

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2348	横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃助成・供給計画関係事務	
2 変更年月日	令和7年10月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 取り扱う個人情報の精査による記録項目の減		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	「その他」項目の記録あり	「その他」項目の記録なし
5 届出担当課・連絡先	建築局住宅政策課（民生チーム） 671-4121		
6 備考			

(A4)

(別紙)

登録番号

2348

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃助成・供給計画関係事務	
届出担当課等の名称	建築局住宅政策課	
事務所管課等の名称	建築局住宅政策課	
事務の概要	家賃減額助成金交付決定のために必要な入居者の収入調査及びシステム用データ作成、供給計画の認定を行う。	
個人情報の利用目的	収入区分の判定、供給計画認定に関する要件確認等のため	
対象者の範囲	横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅入居者、供給計画を提出する事業者及び管理業務者	
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍,国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号(マイナンバー) ☐ 親族関係 ☒ 世帯状況 ☒ 居住状況 ☐ 身体的特性,能力 ☐ 性質,性格 ☐ 資格情報 ☒ 職業,職歴 ☐ 学業,学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味,し好 ☐ 団体活動歴 ☒ 財産 ☒ 収入支出 ☒ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価,判定 ☐ 意見,要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他	
事務開始年月日	平成 24 年 7 月 2 日	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()	
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない	
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()	
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無	
関連する個人情報ファイル簿	登録番号	255
	ファイル簿名	横浜市優良賃貸住宅管理システム(子育て世帯)
備考		

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(港湾局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2577	大黒ふ頭内安全管理業務	
2 変更年月日	令和8年 3月 11日		
3 変更の趣旨・理由	防犯カメラの増設に伴う変更		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	名称	大黒ふ頭内安全管理業務	臨港道路安全管理業務
	事務の概要	大黒ふ頭内を通行する車両を監視し、ふ頭内の安全管理を図る。	臨港道路を通行する車両を監視し、ふ頭内の安全管理を図るとともに、遠隔地の道路状況の把握を容易にすることを図る。
	対象者の範囲	大黒ふ頭内を通行する車両	臨港道路を通行する車両

5 届出担当課・連絡先	港湾局施設管理課 045-671-7083
6 備考	

(A 4)

(別紙)

登録番号

2577

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	臨港道路安全管理業務		
届出担当課等の名称	港湾局港湾管理部施設管理課		
事務所管課等の名称	港湾局港湾管理部施設管理課		
事務の概要	臨港道路を通行する車両を監視し、ふ頭内の安全管理を図るとともに、遠隔地の道路状況の把握を容易にすることを図る。		
個人情報の利用目的	道路の状態や通行状況を把握するため。		
対象者の範囲	臨港道路を通行する車両		
個人情報の 記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☒ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☒ その他 (防犯カメラによる録画)		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☐ 無 ☒ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☒ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☒ 根拠法令： 刑事訴訟法第197条第2項 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報 ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

横浜市長
(道路局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3042	道路管理カメラ設置及び運用業務	
2 変更年月日	令和 8年 3月 1日		
3 変更の趣旨・理由	事務の概要が道路の監視ではなく、道路の管理及び雪害等の被害状況把握を目的としたものであるため、「事務の名称」を変更する。 また、「事務の概要」欄に記載するカメラの利用目的についての記述を変更する。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	道路監視カメラ設置及び運用業務	道路管理カメラ設置及び運用業務
	事務の概要	横浜市内道路上に設置している冠水警報装置や路面温度計などに監視カメラを設置し、冠水被害や雪害等の状況を迅速かつ正確に把握し防災業務に役立てます。	横浜市内道路上にカメラを設置し、道路管理業務に利用します。また、同じく道路上の冠水警報装置、路面温度計などにもカメラを設置し、冠水被害や雪害等の状況を迅速かつ正確に把握し防災業務に役立てます。
	個人情報の利用目的	冠水、雪害等の被害状況の正確な把握、発災時の映像記録の保存のため。	道路の交通状況や損壊、冠水、雪害等の被害状況の正確な把握、発災時の映像記

	対象者の範囲	監視カメラ設置箇所通行車両に乗車している人及び通行人	録の保存のため。 カメラ設置箇所通行車両に乗車している人及び通行人
5 届出担当課・連絡先	道路局維持課 045-671-2782		
6 備考			

(A 4)

(別紙)

登録番号

3042

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	道路管理カメラ設置及び運用業務		
届出担当課等の名称	道路局維持課		
事務所管課等の名称	道路局維持課		
事務の概要	横浜市内道路上にカメラを設置し、道路管理業務に利用します。また、同じく道路上の冠水警報装置、路面温度計などにもカメラを設置し、冠水被害や雪害等の状況を迅速かつ正確に把握し防災業務に役立てます。		
個人情報の利用目的	道路の交通状況や損壊、冠水、雪害等の被害状況の正確な把握、発災時の映像記録の保存のため。		
対象者の範囲	カメラ設置箇所通行車両に乗車している人及び通行人		
個人情報の記録項目	☐ 個人識別符号 () ☐ 管理番号等 () ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍、国籍 ☐ 写真 ☒ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性、能力 ☐ 性質、性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業、職歴 ☐ 学業、学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味、し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価、判定 ☐ 意見、要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	令和 2 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☐ 無 ☒ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☒ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☒ 根拠法令：刑事訴訟法第197条ほか 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名		
備考			

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 俊規 様横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称			
	0108	貸付・収納システム			
2 変更年月日	令和8年4月1日				
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	・行政機関等の名称 ・個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 ・行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	・市長（財政局ファシリティマネジメント推進課） ・財政局ファシリティマネジメント推進課 ・財政局ファシリティマネジメント推進課 横浜市中区本町6-50-10	・市長（総務局管財課） ・総務局管財課 ・総務局管財課 横浜市中区本町6-50-10		
5 報告担当課・連絡先	総務局管財課 管財担当 671-3806				
6 備考					

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0108

個人情報ファイルの名称	貸付・収納システム
行政機関等の名称	市長（総務局管財課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局管財課
個人情報ファイルの利用目的	市有地（普通財産）の一般個人への賃貸に関する事務
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.納付状況, 5.貸付料等, 6.契約状況
記録範囲	市有地の借受人、連帯保証人、送付先
記録情報の収集方法	公有財産規則第43条に基づく申請書 登記簿謄本
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務局管財課 横浜市中区本町6-50-10
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村俊規様横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	0232	横浜市建築物環境配慮制度に係る届出・認証台帳	
2 変更年月日	令和7年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	台帳の整理のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	記録項目		記録項目 26、27 の追加
5 報告担当課・連絡先	横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 TEL : 045-671-4526		
6 備考			

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0232

個人情報ファイルの名称	横浜市建築物環境配慮制度に係る届出・認証台帳
行政機関等の名称	市長（建築局建築企画課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築局建築企画課
個人情報ファイルの利用目的	届出等の情報を電子データとして管理し、検索等に使用する。
記録項目	1.受付番号, 2.建築主（会社名）, 3.代表者氏名, 4.設計者（会社名）, 5.設計者（氏名）, 6.建築物名称, 7.建設地, 8.受領日, 9.決裁日, 10.完了届出日, 11.完了日, 12.工事種別, 13.建物用途, 14.構造, 15.階数, 16.確認申請予定日, 17.完了予定日, 18.敷地面積, 19.建築面積, 20.延床面積, 21.環境配慮評価内容, 22.変更届出日, 23.変更内容, 24.性能表示届出日, 25.中止届出日, 26.高さ, 27.着手予定日
記録範囲	横浜市生活環境の保全等に関する条例及び横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱に基づく、届出書の提出 横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱に基づく、認証の申請
記録情報の収集方法	横浜市生活環境の保全等に関する条例及び横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱に基づく、届出書の提出 横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱に基づく、認証の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	環境創造局環境エネルギー課、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係（所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	建築局建築指導部建築企画課 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村俊規様横浜市長
(建築局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	0231	省エネルギー法及び建築物省エネ法に基づく届出等台帳	
2 変更年月日	令和7 年 4 月 1 日		
3 変更の趣旨・理由	台帳の整理のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人ファイル簿の名称	省エネルギー法及び建築物省エネ法に基づく届出等台帳	省エネルギー法及び建築物省エネ法に基づく適合性判定台帳
	個人情報ファイルの利用目的	届出等の情報を電子データとして管理し、検索等に使用する。	適合性判定等の情報を電子データとして管理し、検索等に使用する。
	記録項目	記録項目 1 ～24【届出制度】 記録項目 41、46【適合性判定】	削除

5 報告担当課・連絡先	横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 TEL : 045-671-4526
6 備考	

(A 4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0231

個人情報ファイルの名称	省エネルギー法及び建築物省エネ法に基づく適合性判定台帳
行政機関等の名称	市長（建築局建築企画課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築局建築企画課
個人情報ファイルの利用目的	適合性判定等の情報を電子データとして管理し、検索等に使用する。
記録項目	1.【適合性判定制度】_受付番号, 2.【適合性判定制度】_建築主 会社名, 3.【適合性判定制度】_代表者氏名, 4.【適合性判定制度】_建築主住所, 5.【適合性判定制度】_建築物名称, 6.【適合性判定制度】_建設場所（地名地番）, 7.【適合性判定制度】_受付日, 8.【適合性判定制度】_適判番号, 9.【適合性判定制度】_適合通知日, 10.【適合性判定制度】_敷地面積（㎡）, 11.【適合性判定制度】_建築面積（㎡）, 12.【適合性判定制度】_延べ面積（㎡）, 13.【適合性判定制度】_階数, 14.【適合性判定制度】_建築物の用途, 15.【適合性判定制度】_工事種類, 16.【適合性判定制度】_構造, 17.【適合性判定制度】_着工予定日, 18.【適合性判定制度】_完了予定日, 19.【適合性判定制度】_非住宅部分の用途, 20.【適合性判定制度】_開放部分を除いた部分の床面積, 21.【適合性判定制度】_エネルギー仕様, 22.【適合性判定制度】_延長する旨の通知, 23.【適合性判定制度】_通知日, 24.【適合性判定制度】_期日, 25.【適合性判定制度】_決定できない旨の通知, 26.【適合性判定制度】_通知日, 27.【適合性判定制度】_提出期限, 28.【適合性判定制度】_軽微変更該当証明申請書受付日, 29.【適合性判定制度】_文書番号, 30.【適合性判定制度】_決裁日, 31.【性能向上計画認定制度】_受付番号認定番号, 32.【性能向上計画認定制度】_申請年月日, 33.【性能向上計画認定制度】_認定年月日, 34.【性能向上計画認定制度】_申請者, 35.【性能向上計画認定制度】_地名地番, 36.【性能向上計画認定制度】_敷地面積（㎡）, 37.【性能向上計画認定制度】_建築面積（㎡）, 38.【性能向上計画認定制度】_延べ面積（㎡）, 39.【性能向上計画認定制度】_階数, 40.【性能向上計画認定制度】_建築物の用途, 41.【性能向上計画認定制度】_住戸数, 42.【性能向上計画認定制度】_認定対象住戸数, 43.【性能向上計画認定制度】_工事種別, 44.【性能向上計画認定制度】_構造, 45.【性能向上計画認定制度】_竣工年月日, 46.【性能向上計画認定制度】_エネルギー仕様, 47.【性能向上計画認定制度】_開放部分を除いた部分の床面積, 48.【性能向上計画認定制度】_確認の特例有無, 49.【性能向上計画認定制度】_通常の床面積を超える部分（容積緩和）, 50.【性能向上計画認定制度】_建築物の新築等に係る資金計画, 51.【性能向上計画認定制度】_工事着手予定, 52.【性能向上計画認定制度】_工事完了予定, 53.【性能向上計画認定制度】_申請時適合証の添付, 54.【基準適合認定制度】_受付番号認定番号, 55.【基準適合認定制度】_申請年月日, 56.【基準適合認定制度】_認定年月日, 57.【基準適合認定制度】_申請者, 58.【基準適合認定制度】_地名地番, 59.【基準適合認定制度】_敷地面積（㎡）, 60.【基準適合認定制度】_建築面積（㎡）, 61.【基準適合認定制度】_延べ面積（㎡）, 62.【基準適合認定制度】_階数, 63.【基準適合認定制度】_建築物の用途, 64.【基準適合認定制度】_住戸数, 65.【基準適合認定制度】_構造, 66.【基準適合認定制度】_申請時適合証等の添付, 67.【基準適合認定制度】_認定しない旨の通知年月日, 68.【基準適合認定制度】_理由, 69.【基準適合認定制度】_名義変更届年月日, 70.【基準適合認定制度】_旧申請者名等, 71.【基準適合認定制度】_取下届年月日, 72.【基準適合認定制度】_認定取消申請年月日, 73.【基準適合認定制度】_取消し通知年月日, 74.【基準適合認定制度】_取消し申出者、理由, 75.【基準適合認定制度】_報告書年月日, 76.【基準適合認定制度】_報告事項
記録範囲	届出・申請者
記録情報の収集方法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等に基づく届出等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	財政局固定資産税課、国土交通省
開示請求等を受理する組織の名称及	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係

び所在地	(所在地) 【市民情報センター】 中区本町6-50-10市庁舎 3 階【区政推進課広報相談係】 各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令 (法律又はこれに基づく命令) の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7 項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 建築局建築企画課 (所在地) 中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

そ の 他

1 事務処理ミス

※黄色の網掛け:PPC報告

※「個人情報の漏えい」欄には、実際に閲覧されたなどの漏えい人数だけでなく、漏えいしたおそれがある人数も含まれます。
 ※「日付」は、当該において当該事務処理ミス等の報告を受けた日付です。

1) 書類等の誤送付・誤送信

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
1	2月3日	納付に係る記録書類の誤送付	1名分	青葉区	税務課	
2	2月6日	医療券の誤送付	1名分	栄区	生活支援課	
3	2月13日	障害支援区分認定通知書の誤送付	1名分	鶴見区	高齢・障害支援課	3
4	2月18日	FAXの誤送信	80名分	金沢区	高齢・障害支援課	
5	2月19日	愛の手帳交付関係書類の誤送付	1名分	戸塚区	高齢・障害支援課	7
6	2月24日	源泉徴収票の誤送付	9名分	教育委員会事務局	人権健康教育課	

2) 書類等の紛失

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
7	2月3日	テレワーク端末の紛失	なし	都市整備局	防災まちづくり推進課	
8	2月9日	フォトアーカイブ事業に係る同意書等の紛失	2名分	緑区	区政推進課	
9	2月10日	研修資料の紛失	なし	こども青少年局	北部児童相談所	
10	2月13日	健康調査に関する書類の紛失	2名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(東永谷中学校)	11

3) 処理の誤り

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
11	2月10日	転入手続に係る処理誤り	なし	旭区	戸籍課	
12	2月20日	国民健康保険料の減免に係る処理誤り	なし	港北区	保険年金課	
13	2月20日	マイナンバーカード再交付手続に係る処理誤り	1名分	栄区	戸籍課	
14	2月24日	後期高齢者医療保険料の誤徴収	なし	瀬谷区	保険年金課	
15	2月25日	答案用紙の誤廃棄	なし	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(樽町中学校)	

4) 指定管理者、委託先等での事務処理ミス

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
16	2月3日	荏田地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤交付	3名分	青葉区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市社会福祉協議会	
17	2月5日	スポーツ医科学センターにおける問診票等の誤送付	1名分	健康福祉局	健康推進課 指定管理者:(公財)横浜市スポーツ協会	
18	2月6日	清水ヶ丘地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤返却	3名分	南区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市福祉サービス協会	
19	2月10日	Eメールの誤送信	35名分	健康福祉局	精神保健福祉課(委託)	
20	2月13日	潮田地域ケアプラザにおける連絡票の誤返却	2名分	鶴見区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市社会福祉協議会	
21	2月13日	並木地域ケアプラザにおける連絡帳の誤返却	2名分	金沢区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市社会福祉協議会	
22	2月19日	港南プールにおける駐車場料金の誤徴収	なし	にぎわいスポーツ文化局	スポーツ振興課 指定管理者:横浜ウォータープロモーション	
23	2月20日	日吉本町地域ケアプラザにおける服薬情報書類の誤送付	1名分	港北区	福祉保健課 指定管理者:(福)緑峰会	
24	2月25日	市民利用施設予約システムの設定誤りによる施設利用料等の誤徴収	なし	にぎわいスポーツ文化局	文化振興課(委託)	
25	2月26日	ピオラ市ヶ尾地域ケアプラザにおけるFAXの誤送信	1名分	青葉区	福祉保健課(委託)	
26	2月26日	新入生名簿の紛失	70名分	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(さつきが丘小学校)(委託)	

2 事件・事故等

No.	日付	概要	被害	所管課	ページ
1	2月2日	試掘工事における給水管の損傷	近隣企業1社で約1時間30分の断水	西区 西土木事務所(委託)	
2	2月4日	施設改修工事における車両の損傷	転倒した工事用バキードに車両が乗り上げ底面を損傷、怪我人なし	港湾局 維持保全課(委託)	

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年3月4日
受付番号	554712054845

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年3月4日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年2月13日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	カワタ オカワ													
	川田、小川													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年2月9日

発覚日：令和8年2月9日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 第2号(財産的被害)

☐ 第3号(不正の目的)

☐ 第4号(百人超)

☐ 第5号(条例要配慮個人情報)

☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

障害支援区分認定通知書(以下「通知書」という。)の誤送付

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年2月6日(金)本市からA様へ書類を郵送した。この際にB様宛の通知書を同封してしまった。
令和8年2月9日(月)A様から電話連絡があり、郵送物にB様宛の通知書が同封されていたことが発覚した。

令和8年2月10日(火)A様宅を訪問し、誤送付について謝罪した上で、通知書を回収した。その後、B様宅を訪問したが、留守であったため通知書を投函した。

令和8年2月12日(木)B様へ電話連絡し、誤送付について謝罪した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

障害支援区分認定通知書の誤送付

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

通知書のシステム出力を担当する職員 (A) は、通知書を出力後、関連文書を添えて、「区分」と書かれた赤字シールを貼付したダブルクリップで挟んだ上で、担当職員 (B) に引き継ぐ。

職員 (B) は、決裁が取れた同封書類を三つ折りにし封筒に封入する。Aから引き継がれた通知書は三つ折りにし封筒に封入せず、当該封筒とダブルクリップで挟んで、ダブルチェックを担当する職員 (A) に引き継ぐ。

職員 (A) はダブルクリップで留められた通知書の宛名と、封入済みの決裁が取れた同封書類の宛名が合致していることを確認し、封入封緘し、ダブルクリップを回収する。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期 :

--

(9) その他参考となる事項 :

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年3月19日
受付番号	655894572550

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年3月19日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年2月20日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	カワタ シンヤ													
	川田、澁谷													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年2月2日

発覚日：令和8年2月18日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☒ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)
 ☐ 第2号(財産的被害)
 ☐ 第3号(不正の目的)
 ☐ 第4号(百人超)
 ☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

本人宛て療育手帳に係る書類を本人の旧住所に送付し、同書類を現在の住人が開封した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年1月6日

本人の保護者が、区役所にて療育手帳の再交付申請を行った。

2月2日

本人宛ての手帳に係る書類を本人の旧住所に送付した。

2月18日

本人の旧住所に現在居住している方が書類を区役所に持って来られ、誤送付が発覚した。その場で書類を回収し、誤送付について謝罪した。

2月18日

本人宅に何度か架電するも応答なし。

3月2日

本人宅に架電し、保護者に対し誤送付について謝罪した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (旧住所、療育手帳を申請したこと)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☒ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

再交付申請は、システムから出力された申請書を使って申請者に必要事項を記入してもらう。出力する際、システム上に基本情報 (住基上の住所) と手帳情報 (療育手帳上の住所) とが異なる旨のエラーメッセージが出ていたが、職員はメッセージを見落とした。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

誤送付した書類はすでに回収したため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

本人宅へ架電し、保護者に対し誤送付を謝罪

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☒ 実施済【公表日 : 令和8年3月16日】

☐ 実施予定【公表予定日 : 年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

愛の手帳交付関係書類の誤送付

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

--

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

システム上に、基本情報と手帳情報とが異なる旨のエラーメッセージが表示されていた場合に、以下のように対応する旨を、研修で周知する。

①システムでメッセージの有無を確認する。また、申請書の受理簿にチェック欄を設け、確認の記録を残すことで、見落としを防止する。

②メッセージが表示された場合は、申請者に住所異動の有無を確認し、異動がある場合は、住所変更の手続を行うように案内する。

完了予定時期・ 8 年 3 月

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年3月4日
受付番号	858061294001

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年3月4日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年2月13日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年2月6日

発覚日：令和8年2月6日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

学校生活管理指導表 (以下「指導表」という。) の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年1月上旬 生徒から、封筒に入った指導表を担任教諭が受け取り、養護教諭に渡した。養護教諭は、受け取ったことをチェックリストに記して、鍵のかかる所定の場所に保管しておいた。

令和8年2月6日 学校長と保護者がアレルギー対応について面談する際、養護教諭が指導表がないことに気が付いた。面談は予定どおり行い、指導表を捜索している旨を伝えた。

令和8年2月10日 学校内で見つからなかったため、保護者へ連絡し謝罪した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☒ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (学年、組、アレルギー疾患の症状)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 (2) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因：☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

○詳細は不明だが、いずれの教諭も、封筒から指導表を取りだした記憶はない。通常、封筒はシュレッダー処理しているため、指導表ごとシュレッダー処理してしまった可能性が高い。
 ○封筒をシュレッダー処理する際に、封筒が空であることの確認を行っていなかったことも原因といえる。
 ○来年度からの全員給食開始に伴い発生した対応であったため、提出書類管理のマニュアルはあったものの、徹底できていなかった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

封筒ごと誤って廃棄した可能性が高く、校外への情報漏えいのおそれは低いと考えられるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

令和 8 年 2 月 10 日 保護者へ連絡し謝罪した。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日： 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日： 令和8年3月16日 】
☐ 検討中
☐ 予定なし
 公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
☒ 報道機関等への資料配布
☐ その他 ()

公表文：

学校生活管理指導表の紛失

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

○指導表が提出された際には、チェックリストに提出日を記入し、書類が提出されたことをダブルチェックする。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期 :

○指導表の提出など、保護者とやりとりする際に使用する封筒は色付きのものとし、その封筒に「家庭⇒担任⇒保健室の受け渡し日」の記入欄を設ける。

○封筒受領時には、内容物を必ず確認することを徹底する。

○封筒廃棄時には、内容物がないことを必ず確認した上で処理する。

○臨時対応時であっても、提出書類管理のマニュアルを参照するよう、職員へ周知を行う。

(9) その他参考となる事項 :

--

1 事務処理ミス

※黄色の網掛け:PPC報告

※「個人情報の漏えい」欄には、実際に閲覧されたなどの漏えい人数だけでなく、漏えいしたおそれがある人数も含みます。
※「日付」は、当課において当該事務処理ミス等の報告を受けた日付です。

(1)書類等の誤送付・誤送信

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
1	3月2日	生活保護関係書類の誤送付	1名分	旭区	生活支援課	
2	3月2日	フォトアーカイブ事業関係書類の誤送付	2名分	緑区	区政推進課	
3	3月2日	Eメールの誤送信	1名分	資源循環局	港南事務所	
4	3月3日	国民健康保険料減免承認決定通知書の誤送付	1名分	保土ヶ谷区	保険年金課	
5	3月3日	FAXの誤送信	なし	消防局	港北消防署警防課	
6	3月6日	産後母子ケア事業利用決定通知書の誤送付	2名分	栄区	こども家庭支援課	
7	3月11日	主治医意見書作成依頼書等の誤送付	1名分	神奈川区	高齢・障害支援課	17
8	3月27日	障害福祉サービス受給者証等の誤送付	1名分	港北区	高齢・障害支援課	21
9	3月30日	令和7年分の報酬等支払調書の誤送付	なし	健康福祉局	こころの健康相談センター	

(2)書類等の誤交付

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		
10	3月11日	死体火埋葬許可証に係る書類の誤交付	2名分	鶴見区	総務課 戸籍課	
11	3月16日	市民税・県民税申告書の誤交付	1名分	南区	税務課	25
12	3月18日	除籍謄本の誤交付	なし	鶴見区	戸籍課	
13	3月25日	個別の指導計画の誤交付	2名分	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(綱島小学校)	
14	3月26日	災害時児童引き取り登録カードの誤返却	5名分	教育委員会事務局	西部学校教育事務所(中沢小学校)	
15	3月27日	児童保健調査票の誤返却	4名分	教育委員会事務局	東部学校教育事務所(上寺尾小学校)	29
16	3月27日	通知表の誤交付	1名分	教育委員会事務局	西部学校教育事務所(上菅田笹の丘小学校)	

(3)書類等の紛失

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		
17	3月3日	家庭防災員研修受講者名簿の紛失	31名分	消防局	南消防署総務・予防課	
18	3月10日	自立支援医療支給認定申請書の紛失	1名分	健康福祉局	医療援助課	33
19	3月17日	指導要録等の紛失	2名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(浜小学校)	
20	3月18日	健康手帳の紛失	1名分	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(勝田小学校)	37
21	3月19日	衆議院議員選挙における投票所投票録の紛失	190名分	鶴見区	総務課	41
22	3月23日	薬剤情報提供書等の紛失	1名分	こども青少年局	南部児童相談所	
23	3月25日	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業に係る名簿の紛失	20名分	戸塚区	福祉保健課	
24	3月25日	指導要録の写し等の紛失	4名分	教育委員会事務局	西部学校教育事務所(鶴ヶ峯中学校)	45
25	3月26日	指導要録の写し等の紛失	1名分	教育委員会事務局	東部学校教育事務所(入船小学校)	49
26	3月26日	児童保健調査票の紛失	3名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(上大岡小学校)	53
27	3月27日	家庭生活表の紛失	2名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(秋葉小学校)	57
28	3月27日	児童生徒健康診断票の紛失	1名分	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(あざみ野第一小学校)	61

(4)入札

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		
29	3月19日	参考資料の誤りによる入札中止	なし	下水道河川局	管路保全課 (令和7年度は技術監理課)	
30	3月25日	設計図書の誤りによる入札中止	なし	議会局	政策調査課	

(5) 処理の誤り

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課	
31	3月6日	普通財産貸付料の徴収に係る処理誤り	なし	教育委員会事務局	教育施設課
32	3月9日	給与支払報告書等の作成に係る処理誤り	なし	防災・危機管理統括本部	防災企画課 (令和7年度は総務局防災企画課)
33	3月9日	民間保育所賃借料補助金の還付に係る処理誤り	なし	こども青少年局	保育・教育給付課
34	3月11日	報酬等支払調書の作成に係る処理誤り	なし	市民局	人権課
35	3月23日	面談等における個人情報の漏えい	1名分	教育委員会事務局	東部学校教育事務所(豊岡小学校)
36	3月25日	下水道使用料の請求に係る処理誤り	なし	下水道河川局	経理課
37	3月30日	広報配布謝金の支払いに係る処理誤り	なし	旭区	区政推進課

(6) 指定管理者、委託先等での事務処理ミス

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課	
38	3月2日	市民税・県民税・森林環境税に係る納付書の誤送付	2名分	総務局	税務課(委託) (令和7年度は財政局税務課)
39	3月4日	浦舟地域ケアプラザにおける連絡ノートの誤返却	1名分	南区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市福祉サービス協会
40	3月11日	港南中央地域ケアプラザにおけるFAX番号の誤記載	3名分	港南区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市福祉サービス協会
41	3月16日	2027年国際園芸博覧会のボランティア募集リーフレットの誤送付	1名分	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	GREEN×EXPO推進課(委託)
42	3月23日	Eメールの誤送信	28名分	総務局	管理課(委託)
43	3月30日	Eメールの誤送信	1名分	港北区	地域振興課(委託)
44	3月31日	白根地域ケアプラザにおける利用団体登録申込書の紛失	1名分	旭区	福祉保健課 指定管理者:(福)秀峰会

2 事件・事故等

No.	日付	概要	被害	所管課	
1	3月13日	上白根町後谷特別緑地保全地区における倒木による柵の損傷	倒木により柵が一部損傷、怪我人なし	みどり環境局 北部公園緑地事務所	
2	3月31日	鶴見区役所における土曜開庁時の電話回線の不通	約55分間不通	鶴見区 総務課	
3	3月31日	小柴埕緑道予定地における崖崩れによる車両等の損傷	崖の崩落により崖下に置かれていた車両等が損傷、怪我人なし	みどり環境局 公園緑地管理課	

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年3月30日
受付番号	634787558145

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年3月30日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月12日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	コイケ シンヤ													
	小池、澁谷													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月2日

発覚日：令和8年3月10日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☒ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)
 ☐ 第2号(財産的被害)
 ☐ 第3号(不正の目的)
 ☐ 第4号(百人超)
 ☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

A様の介護保険認定に係る「主治医意見書作成依頼書」を誤作成・誤送付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年2月27日

区役所にて「介護保険認定申請書」を受付した。

令和8年3月2日

本来Y病院に対して送付するべき「主治医意見書作成依頼書」を誤ってX病院宛として作成し、送付した。

令和8年3月10日

X病院から区役所に、誤送付についての連絡があった。

X病院から書類を回収した。その後A様が入所するグループホームの管理者に事情を説明し、謝罪した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

□ その他 ()

公表文：

主治医意見書作成依頼書の誤送付

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

システム検索時には、「2要素以上での検索」を行い選択候補を絞ることをルールとすることで誤選択を防ぐ。
システム入力担当のセルフチェック実施の徹底と、別担当者によるダブルチェックで確認体制を定着させる。
セルフチェック、ダブルチェックともに確実なチェックが行われるようチェック項目を細分化する。
例「○○区△△町××番地」を「○○区」「△△町」「××番地」に分割してチェックする、等

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

朝会、係ミーティングの場で、一つ一つの業務の重要性を改めて認識し、セルフチェック、ダブルチェック等の確実な事務処理を行うことを徹底するよう周知しました。

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月15日
受付番号	404814704010

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月15日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月27日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	カワタ オカワ													
	川田、小川													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月24日

発覚日：令和8年3月24日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

事実経過：

概要：

A様の障害者福祉サービス受給者証及び決定通知書 (以下「受給者証等」という。) をB様へ誤送付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年3月2日 (月) 職員がA様の受給者証等を出力した。

令和8年3月3日 (火) 職員がA様の受給者証等を、誤ってB様宛の封筒に入れた。その後、「ダブルチェック未」の封筒を保管するボックスに入れるべきところを、誤って「ダブルチェック済」の封筒を保管するボックスに入れた。本来は、ダブルチェックをした職員が、ダブルチェック直後に封をして「ダブルチェック済」のボックスに封筒を入れる。

令和8年3月4日 (水) 誤って「ダブルチェック済」のボックスに入れた当該封筒はダブルチェックを行っていないため、封はされていないが、その場で中身を確認せず封をし、発送した。

令和8年3月24日 (火) 13:40 B様が利用する事業所から「B様宛の郵便物にA様の受給者証等が同封されていた。」と電話があり、誤送付が発覚した。

令和8年3月24日 (火) 13:50 事業所の職員がA様の受給者証等を窓口へ持参したことにより、回収した。

令和8年3月24日 (火) 14:00 B様へ電話をして謝罪をするとともに、送付時の封筒を回収させていただきたい旨を連絡し、了承していただいた。

令和8年3月24日 (火) 15:00 B様宅を訪問し、封筒を回収した。

令和8年3月24日 (火) 15:50 A様へ電話をして謝罪し、了承いただいた。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (障害種別・受給者番号・障害支援区分・障害支援区分認定有効期間・サービス種別・支給量等・支給決定期間・利用者負担)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因（該当する□に印を付けること。）

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因：☐ 不正アクセス
(攻撃箇所： ())
(攻撃手法： ())
☐ 誤交付 ☒ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

本来、「ダブルチェック未」の保管ボックスに入れるべき封筒を、誤って「ダブルチェック済」の保管ボックスに入れた。その後、当該封筒は、封がされていなかったにもかかわらず、中身を確認せずに発送したため、混入に気付くことができず、誤送付が発生した。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

誤送付したA様の受給者証等を回収したため

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

令和8年3月24日（火）15：50 電話をして謝罪した。

(7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：☒ 実施済【公表日：令和8年4月15日】

☐ 実施予定【公表予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

障害福祉サービス受給者証及び支給決定通知書の誤送付
(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。
。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

郵送物の「ダブルチェック未」「ダブルチェック済」ボックスの表示ラベルを見直し視認性を向上させるとともに、配置を分離した。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

封入・発送に係る確認手順を課内で再周知し、「ダブルチェック未・済」ボックスの運用ルールを理解徹底と、職員一人ひとりの注意意識の向上を図る。(令和8年4月)

(9) その他参考となる事項：

--

報告者 控

別記様式（第三条第三項関係）

受付日	令和8年4月2日
受付番号	520456358435

報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月2日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：☒ 新規 ☐ 続報 前回報告：年 月 日

速報又は確報の別：☐ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする個人番号利用事務等実施者（以下「報告者」という。）の概要

組織区分	☐ 行政機関 ☐ 独立行政法人等 ☒ 地方公共団体等 ☐ 事業者
報告者の氏名 又は名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウ 横浜市長
法人番号（13桁）	3 0 0 0 0 2 0 1 4 1 0 0 3
業種・業種番号	
報告者の住所 又は居所	神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10
代表者の氏名 (報告者が法人等 の場合に限る。)	(フリガナ)
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カワタ ムサミ 川田、村上

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月2日

発覚日：令和8年3月16日

事務の内容：☒ 個人番号利用事務 ☐ 個人番号関係事務 ☐ その他

事務の名称：(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件の 調査を含む。) に関する事務)

特定個人情報保護評価の実施の有無：☒ 実施 (義務) ☐ 実施 (任意)

☐ 実施していない

評価の種類：☐ 基礎項目評価 ☐ 重点項目評価 ☒ 全項目評価

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ
☐ 法第9条違反 ☐ 法第9条違反のおそれ
☐ 法第19条違反 ☐ 法第19条違反のおそれ
☐ その他 ()

発見者：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ その他 ()

規則第2条各号該当性：☐ 第1号 (情報提供ネットワークシステム等)

☐ 第2号 (不正の目的)

☐ 第3号 (不特定多数の者に閲覧)

☐ 第4号 (百人超)

☒ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
(住所：)
(電話：)

☒ 無

報告者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
(住所：)
(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

住民税申告会場において、申告書の控えを求められた際は申告者ご自身でコピーを取るよう依頼をしているが、A様から申告書を受領した後に、控えを希望されたため申告書を一時返却した際に、取り違えて他者 (B様) の申告書を渡してしまい、A様はB様の原本をコピーして持ち帰られたため、B様の申告内容がA様に漏えいした。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

3/2 (月)：A様の申告書受付。受付後に控えを希望され一旦返却し、コピー取得後再度申告書受付。
3/13 (金)：B様の申告書コピーがA様から郵送され、A様ご自身の申告書のコピーを返送してほしい旨の手紙が同封されていた。
3/16 (月)：B様に電話連絡し、B様は控えを希望しておらず、コピーを取っていないことを確認。結果としてB様の申告書をA様に誤って渡したと推測。同日中にB様に謝罪。

外部機関による調査の実施状況（規則第2条第2号に該当する場合のみ記載）：

- ☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
（詳細：）

（2）特定個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

- 媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（）
種類：☐ 顧客情報 ☒ 住民情報 ☐ 従業員情報
☐ その他（）
項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所
☒ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ パスワード
☒ その他（個人番号、申告内容（収入金額、社会保険料、生命保険料、地震保険料控除額））

（3）特定個人情報に係る本人の数

（1）人

（4）発生原因（該当する□に印を付けること。）

- 主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因：☐ 不正アクセス
（攻撃箇所：）
（攻撃手法：）
☒ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 不正利用
☐ 不正提供 ☐ その他（）

詳細：

住民税申告書の控えを希望されたため、自身でコピーするよう案内した上で一時返却する際に、別人の申告書を渡してしまった。

（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

書類は回収済で拡散可能性は低く、個人番号を見たA様については、偶然B様の個人情報を手にしたにすぎず、悪用による意図的な利用可能性は低い。

（6）本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

発覚した3月16日中にB様に電話連絡した上で、ご自宅に出向き、直接謝罪。申告手続きが進んでいるのであれば構わない、と謝罪を受け入れていただいた。

（7）公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日：令和8年4月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

住民税申告手続きに係る処理誤り（予定）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

申告者から控えを希望され、受け付けた申告書を一時返却する際は、氏名、住所、生年月日を確認し、お渡しする原本をご本人にも確認いただくよう課内で周知した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

手順の明文化（令和８年４月中に実施予定）

（９）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月15日
受付番号	578781102103

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月15日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月30日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ カワ												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月25日

発覚日：令和8年3月26日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 第2号(財産的被害)

☐ 第3号(不正の目的)

☐ 第4号(百人超)

☐ 第5号(条例要配慮個人情報)

☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

年度末に各世帯へ交付する「児童保健調査票」のうち、児童Aへ交付するものを児童Bへ誤交付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年3月25日 児童Bに児童保健調査票を交付する際、児童Aのものも誤って交付した。

令和8年3月26日8：20 児童B保護者が誤交付に気づき、学校へ連絡の上児童Aの児童保健調査票を返却した。

令和8年3月26日19：00 学校職員が児童A宅に訪問し、謝罪するとともに児童保健調査票を手交した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☒ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他()

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
 ☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (既往歴、予防接種歴、結核の有無、平常時の体温、アレルギーの有無、現在の健康状態、学校名、学年・組・出席番号)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(4) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

本来は、事前に封入し、ダブルチェックした上で交付するルールだが、本件では、教卓上に児童保健調査票やその他の個人情報関係書類を配置し、1枚ずつ取りながら交付した。その際、児童A及びBの書類が重なっていることに気付かなかった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

誤交付した児童Aの児童保健調査票を回収し、本人に交付したため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

令和8年3月26日19:00 児童A宅に訪問し、謝罪するとともに児童保健調査票を手交した。

令和8年3月31日 再度訪問し経過を説明して、御了承いただいた。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☒ 実施済【公表日：令和8年4月15日 】

☐ 実施予定【公表予定日：年 月 日 】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

児童保健調査票の誤返却

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません)

。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

「事前に封入し、ダブルチェックした上で交付する」というルールを改めて周知徹底するとともに、これにより難しい場合は、管理職へ事前相談し、これ以外の交付方法のリスクを具体的に確認した上で実施の可否を判断する運用とした。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月6日
受付番号	654596793350

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月6日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月11日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	カワタ タタ													
	川田、太田													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年1月28日~令和8年3月9日

発覚日：令和8年3月9日

発生事案：□ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ □ 滅失
 □ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 □ 取引先
 □ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 □ カード会社/決済代行会社
 □ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)
 □ 第2号(財産的被害)
 □ 第3号(不正の目的)
 □ 第4号(百人超)
 □ 第5号(条例要配慮個人情報)
 □ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

□ 有(名称：)
(住所：)
(電話：)
☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

□ 有(名称：)
(住所：)
(電話：)
☒ 無

事実経過：

概要：

自立支援医療申請書の写しの紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年1月28日：担当者が、区役所から送付のあった市民A様に係る自立支援医療申請書の写し(以下「申請書の写し」という。)を受領し、受付簿にその旨を記録した。

令和8年3月9日：区役所から、市民A様の自立支援医療申請の進捗状況について問合せがあり、申請書の写しを確認しようとしたが、所定の場所に保管がされておらず、執務室や書庫等の検索を行ったが、見つからず紛失が発覚した。

令和8年3月9日：市民A様に連絡し、紛失についての説明及び謝罪を行った。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

□ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

□ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること。)

媒体: ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他()
種類: ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他()
項目: ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他(身体障害者手帳情報(疾病) 及び通院医療機関・治療方針、生活保護受給中である事実)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む()人

(4) 発生原因(該当する□に印を付けること。)

主体: ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因: ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所: ())
(攻撃手法: ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付(メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他()

詳細:

書類に不備があったために補正を指示し保留中の案件であり、所定の保管場所に保管をしておらず、紛失した。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(該当する□に印を付けること。)

有無: ☐ 有 ☐ 無 ☒ 不明

詳細:

(6) 本人への対応の実施状況(該当する□に印を付けること。)

本人への対応(通知を含む。): ☒ 対応済(対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細(予定なしの場合は、理由を記載):

本人への説明・謝罪をするとともに、受給者証を発行・交付した。

(7) 公表の実施状況(該当する□に印を付けること。)

事案の公表: ☐ 実施済【公表日: 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日: 令和8年4月15日 】
☐ 検討中
☐ 予定なし
公表の方法: ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
☒ 報道機関等への資料配布
☐ その他()

公表文:

自立支援医療(更自立支援医療(更生医療))における書類紛失について(予定) 生医療) における書類紛失に

ついて（予定）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

処理中・処理保留中の書類の保管場所や、受付管理簿の運用方法を確認した。進捗状況について毎月確認し、保留中など通常よりも時間がかかっている書類について、所在を確認することとした。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

（９）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月7日
受付番号	515000810410

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月7日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月19日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ オオタ 川田、太田												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カッタ オオタ 川田、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年1月23日~令和8年3月10日

発覚日：令和8年3月10日

発生事案：□ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ □ 滅失
 □ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 □ 取引先
 □ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 □ カード会社/決済代行会社
 □ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 □ 第2号 (財産的被害)
 □ 第3号 (不正の目的)
 □ 第4号 (百人超)
 □ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 □ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

□ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

□ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

健康手帳の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年1月23日：代替の非常勤養護教諭が、本務者への引継ぎのために、健康手帳を戸棚から1クラス分ずつ取り出し、学級名簿と照らし合わせながら確認した。担任教諭も数えたが、不足はなかった。

令和8年3月10日：担任教諭が、卒業時に健康手帳を返却するため確認したところ、1名分の所在不明が発覚した。

令和8年3月13日：学校長が担任より報告を受け、保健室及び校内を搜索した。

当該健康手帳の対象児童保護者に、謝罪するとともに、自宅保管の有無を確認したが、自宅にはなかった。

令和8年3月25日：健康手帳の出し入れがあった児童の保護者等にも確認したが、誤交付もなかったため、健康診断票からの転記により健康手帳を複製し、当該児童へ渡した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

□ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

□ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

(詳細：)

☐ その他 ()

公表文：

健康手帳の紛失 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

なし

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

健康手帳を取り出す際に管理簿で持ち出しと返却の記録を作成する。
(令和 8 年 4 月から実施予定)

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月2日
受付番号	502781720031

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月2日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市鶴見区選挙管理委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月23日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシツルミケンキョウリイシカイ												
	横浜市鶴見区選挙管理委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限り)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カワタ カヅヲ												
	川田、小川												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月13日

発覚日：令和8年3月13日

発生事案：□ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ □ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 □ 取引先

□ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

□ カード会社/決済代行会社

□ その他()

規則第43条各号該当性：□ 第1号(要配慮個人情報)

□ 第2号(財産的被害)

□ 第3号(不正の目的)

☒ 第4号(百人超)

□ 第5号(条例要配慮個人情報)

□ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

□ 有(名称：)
(住所：)
(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

□ 有(名称：)
(住所：)
(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

令和8年2月8日執行衆院選投票録の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年2月8日(日)衆議院選挙が執行され、各投票所から投票録が開票所へ届けられた。

令和8年2月9日(月)開票作業終了後、統計選挙係職員が開票所から区役所へ各物品や資料の運び出し実施した。

令和8年3月13日(金)市選挙管理委員会からの照会回答に使用するため、確認しようとしたところ、投票録が無いことが発覚した。

令和8年3月16日(月)以降、区役所庁舎内の執務室及び倉庫を搜索するが見つからない。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

□ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

□ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

(詳細：)

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

投票録を含む重要書類について、チェックリスト等を作成するとともに、開票所から区役所への運搬方法や保管方法等の運用ルールを整理した。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	832517700848

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月26日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタ 太田 川田、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和5年7月1日～令和8年3月23日

発覚日：令和8年3月23日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☒ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

健康診断票及び指導要録の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和5年6月1日：学籍担当教諭が、転入生徒Aに係る健康診断票及び指導要録 (以下「健康診断票等」という。) を、前籍校から受領した。

令和5年7月1日～令和5年7月31日：担任教諭が、前籍校に受領書を送付した。

令和8年3月23日：学年担当教諭が、健康診断票等の点検作業を行ったところ、見当たらないことが発覚した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (【指導要録】前住所、保護者氏名、入学前の保育園、転入先学校名、転出理由、校長氏名、学級担任氏名、1及び2年の科目ごとの評定・特別活動の記録・行動の記録・総合所見・出欠の記録【健康診断票】1及び2年の身長・体重・栄養状態・視力・尿検査の結果・歯、口腔の状況)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(4) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する□に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

専用の簿冊に保管すべきところ、書庫内の棚に保管していたため、年度末の職員異動及び書庫整理に伴い、他の書類とともに誤って廃棄 (シュレッダー処理) された可能性が高いと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

健康診断票等に係る事務は、事務室と書庫のみで行っており、外部流出は考えづらいし、既述のとおり誤廃棄 (シュレッダー処理) された可能性が高いため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4/2 に学校にて、生徒及び保護者へ本事実の説明および謝罪を行った。

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：☒ 実施済【公表日：令和8年4月15日】

☐ 実施予定【公表予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

指導要録の写し等の紛失

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

○本事案を教職員に共有し、考えうる原因の分析、文書の保存年限の確認、今後行う再発防止策の具体を周知徹底した。
○横浜市立学校行政文書管理規則における各規定を遵守するために、文書の保存、廃棄に関するルールを学校として策定し、以下の内容を明記した。
・ 保存文書 紛失を防ぐ保管、監理体制
(指導要録専用の棚・引き出しを設け、他書類と混在させない、混入や入れ替わり防止のため、クラス別ではなく、児童別のファイルで管理する等)
・ 保存文書 誤記入・差し替えミス防止
(記入者 + 確認者の 2 名体制での確認フローを作成等)
・ 保存文書 誤廃棄をゼロにする仕組み
(廃棄候補書類と混ざらないよう保管エリアを分離する、文書整理時のチェックフローを作成等)
○全教職員を対象とした研修を実施し、文書の保存年限と上記ルールの周知徹底を図った。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

○書庫内の定期的な整理整頓と確認を習慣化し、継続する方法を明文化する。(5 月末)

(9) その他参考となる事項：

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	616983514325

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：☐ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月27日

速報又は確報の別：☐ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウケイインカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号(13桁)	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ)												
	カタ オタ												
	川田、太田												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課										電話 0456713883		
	E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年4月1日～令和8年3月24日

発覚日：令和8年3月24日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

健康保健簿等の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和7年4月以前：担任教諭が、児童Aの卒業に伴い健康保健簿等を進学先である市外の中学校へ送付した。

令和7年4月：進学先中学校から、健康保健簿等が届かないと問い合わせがあったが、担任教諭は確かに送付していると回答し、同校からは「わかりました」との返答があった。

令和8年3月24日：同校から、改めて健康保健簿等が届いていないと連絡があり、紛失が発覚した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (【指導要録】 (各教科の学習の記録 (成績) 、観点別学習状況など)
 【健康保健簿】 (身長体重、栄養状態、脊柱、胸郭、四肢、視力、目の疾病、聴力、耳鼻咽喉疾患、皮膚疾患、結核、心臓、尿、歯列、咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、歯式、歯の状態)
 【キャリアパス】 (当該年度の目標およびその振り返りや自分の嗜好等))

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

健康保健簿等の送付に当たり、発送記録を作成しておらず、また受領書の返送確認・督促を十分に行っていないなかったため。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

当該文書は、進学先中学校又は当該校において保管されている書類に紛れている可能性が高く、外部へ流出した可能性は低いと考えられるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

保護者へ連絡し、事案の経緯を説明した上でご不便をおかけしていることについて謝罪。保護者は了承済み。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☒ 実施済【公表日：令和8年4月15日】

☐ 実施予定【公表予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

指導要録の写し等の紛失

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

文書送付時には、同封した受領証の到達状況を確実に確認することとし、返送がない場合には速やかに確認を行う運用を徹底する。

また、郵券管理簿に送付先及び送付内容を明記し、発送状況を後日確認できるよう記録管理を徹底する。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

メールでいただいたお問合せについて、下記のとおり回答します。

1．報告記載中「進学先中学校」は、貴教育委員会が設置する学校でしょうか。

→転出（進学）先は東京都大田区の公立中学校となりますので、本市教育委員会の設置校ではありません。

2．同様に「担任教諭は確かに送付していると回答」とのことですが、当時の記録（郵便物の送信簿など）は残っているのでしょうか。

→残っておりません。（スケジュール管理ツールレベルでは、作業をしたことについての記録はあるのですが、郵便物の送付簿のような記録は作成してございませんでした。）

3．事態発生当時、貴委員会においては、保有個人情報（要配慮個人情報を含む）を外部に送付する場合のルール、手順を定めていましたか。

→定められていません（保護者を介せず学校間で直接送付、とされているのみで、例えば遠方の場合は簡易書留を使用して記録を残す、などのルールは定まっております）

4．前項3．で定めていた場合、今回の事態は、担当教員が定められたルール、手順を遵守したにもかかわらず起きた事態でしょうか。あるいは、当該ルール・手順を守らずに起きた事態でしょうか。

→該当なし

5．前項3．で定めていた場合、貴教育委員会では、当該ルール、手順についての教育研修を実施してましたか。

→該当なし

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月15日
受付番号	661130100511

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月15日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月27日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カクタ ムサミ 川田、村上												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カクタ ムサミ 川田、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年4月11日~令和8年3月24日

発覚日：令和8年3月24日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☒ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)
 ☐ 第2号(財産的被害)
 ☐ 第3号(不正の目的)
 ☐ 第4号(百人超)
 ☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

児童保険調査票の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和7年3月25日：担任が個人情報関係書類をまとめて当該児童に配布
令和7年4月8日：担任が児童から関係書類入りの封筒を受領
同月11日頃：不備があった書類を封筒に入れて当該児童に返却
同月下旬：封筒の再提出を受けたが、保健調査票の提出の有無は未確認
令和8年3月24日：担任が保健調査票がないことに気づき、保護者へ連絡
同月25日：副校長と担任が家庭訪問し搜索を依頼したが、発見されず。
同月26日：校内で再度搜索したが、発見されず。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること。)

媒体: ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他()
種類: ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他()
項目: ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他(病歴、予防接種歴、結核の有無、平時体温、アレルギーの有無、現在の健康状態、健康面での配慮、両親の緊急連絡先)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(3)人 うちクレジットカード情報含む()人

(4) 発生原因(該当する□に印を付けること。)

主体: ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因: ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所: ())
(攻撃手法: ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付(メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他()

詳細:

・当該書類の再提出を受けた際のチェック表へ記載するというルールが明確に示されておらず、運用が徹底していなかった。
・書類を受領した教員と内容確認を行う教員との間で情報共有および連携が十分に図られておらず、確認体制が不十分であった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(該当する□に印を付けること。)

有無: ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細:

当該書類は、学校の職員室内又は当該児童の自宅のいずれかに存在している可能性が高いと考えられることから、外部へ流出した可能性は極めて低いと考えるため。

(6) 本人への対応の実施状況(該当する□に印を付けること。)

本人への対応(通知を含む。): ☒ 対応済(対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細(予定なしの場合は、理由を記載):

3月26日(木)保護者が来校し、学校で捜索したが見つからないことを説明及び謝罪し、ご理解を得られた。

(7) 公表の実施状況(該当する□に印を付けること。)

事案の公表: ☒ 実施済【公表日: 令和8年4月15日】
☐ 実施予定【公表予定日: 年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
公表の方法: ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
☒ 報道機関等への資料配布
☐ その他()

公表文：

児童保健調査票の紛失

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

以下の内容について、全教職員と確認した。

- ・ 封筒に入った個人情報を取り扱う場合は、必ず内容物を複数人で確認する運用とする。
- ・ 書類の再提出があった場合についても確認状況を確実に把握できるよう、再提出時の確認を想定したチェック表へ見直しを行う。
- ・ 書類を受領する教員と内容確認を行う教員の役割分担および連携方法について改めて整理・周知し、情報共有の徹底を図る。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月10日
受付番号	200514088876

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月10日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月30日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタムラミ 川田、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年4月8日~令和8年3月23日

発覚日：令和8年3月23日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

家庭生活表の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和7年3月25日

家庭生活表を通知表とともに封筒に入れて保護者へ返却

同年4月8日

児童が新学期に学校に提出したが、この際封筒の中身を確認せず、職員室の机上で保管した。

令和8年3月23日

家庭生活表を返却しようとした際、2名分が見当たらないことに気付き、搜索したが発見できなかった。

同月24日

担任から保護者に経過を説明

同月25日

全教職員で再度搜索したが、現在も見つかっていない。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

(詳細 :)

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (療育手帳の有無、身体障害者手帳の有無、身体 の 状況、服薬情報、医療機関等への受診
の記録、個人の心情)

- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(2) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

- (4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

・ 封筒を受領した際、速やかに内容物の確認を行わなかった。
・ 施錠管理すべきものを、机上で保管してしまった。
・ 家庭生活表の管理に係るダブルチェックがなされていなかった。

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

家庭生活表を受け取った教諭は、それを机上にて管理していたが、机上の不要書類は随時シュレッダー処理しているため、当該書類も誤ってシュレッダー処理された可能性が高いと考えられるため。

- (6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

3月24日に担任から保護者へ謝罪の上、書類の紛失についての経過を伝えた。

- (7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年4月15日 】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法 : ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

家庭生活表の紛失 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

- ・ 提出された書類は、受領後速やかに封筒内を確認・仕分けし、直ちに所定の書庫に保管する。
- ・ 学年の教員による打合せ等の機会に、提出物の未提出者の有無及び書庫での保管状況を複数の教員で確認する。
- ・ シュレッダー処理を行う際は廃棄対象書類を十分確認する。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	613317207104

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月27日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ オタ												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) 川田、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和5年6月1日~令和8年3月23日

発覚日：令和8年3月23日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☐ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 第2号(財産的被害)

☐ 第3号(不正の目的)

☐ 第4号(百人超)

☐ 第5号(条例要配慮個人情報)

☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

健康診断票の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年3月23日：児童の卒業・進学のための書類整理を行っていたところ、転入児童Aに係る前籍校分の健康診断票が見当たらないことが発覚

令和8年3月24日：校内の書庫等を搜索したが、発見できなかった。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他()

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他()

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

- ・ 転入書類受付から書庫への保管までの手順を明確化し、各工程を確認できるチェック一覧表を作成した。
- ・ 学籍担当と管理職で書類内容をダブルチェックするとともに、学籍担当から担任へ書類を引き継ぐ際、書庫へ保管する際、及び転入チェック一覧表への記載時においても、担任と学年主任等の複数職員による確認を行う体制とした。
- ・ 上記手順及び確認体制について、学籍マニュアルに明記した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

- ・ 転入チェック一覧表の活用方法について研修を実施し、当該一覧表を適切に運用できる体制を早急に整備する。（４月中）

(9) その他参考となる事項：

--

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会委員予定者名簿

任期：令和８年６月１日～令和10年５月31日

職	氏 名	職歴・専門分野等
委員	かしま やすみち※ 加島 保路	前東京都国民健康保険団体連合会専務理事
委員	かい くみこ 甲斐 久美子	公認会計士
委員	すずき りゅうた 鈴木 竜太	株式会社横浜銀行 リスク管理部コンプライアンス統括室コンプライアンス企画グループ グループ長
委員	てらだ まゆ※ 寺田 麻佑	国立大学法人一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授
委員	まつ みなこ 松 美奈子	中小企業診断士
委員	よしだ まこと 吉田 誠	弁護士

(委員は50音順)

※ 横浜市個人情報保護審議会委員